



# 埼玉県報

第171号  
令和3年(2021年)  
1月5日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則(みどり自然課)

### 告示

- 埼玉県防災学習センターの指定管理者の指定(危機管理課)
- 埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の指定管理者の指定(みどり自然課)
- 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者の指定(みどり自然課)
- さいたま緑の森博物館の指定管理者の指定(みどり自然課)
- 埼玉県立嵐山郷の指定管理者の指定(社会福祉課)
- 埼玉県立児童養護施設上里学園の指定管理者の指定(社会福祉課)
- 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の指定管理者の指定(社会福祉課)
- 埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所の指定管理者の指定(社会福祉課)
- 埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所の指定管理者の指定(社会福祉課)
- 埼玉県障害者交流センターの指定管理者の指定(社会福祉課)
- 埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者の指定(社会福祉課)
- 埼玉県伊豆潮風館の指定管理者の指定(障害者福祉推進課)
- 埼玉県立精神保健福祉センターの一部の施設の指定管理者の指定(障害者福祉推進課)
- 埼玉県立熊谷点字図書館の指定管理者の指定(障害者福祉推進課)
- 埼玉県県民健康福祉村の指定管理者の指定(健康長寿課)
- 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定(産業支援課)
- 埼玉県農林公園の指定管理者の指定(農業政策課)
- 埼玉県県民の森の指定管理者の指定(森づくり課)
- 越谷都市計画事業施行の周知(道路街路課)
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 富士見都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 戸田公園の指定管理者の指定(公園スタジアム課)
- 吉見総合運動公園の指定管理者の指定(公園スタジアム課)
- 荒川大麻生公園の指定管理者の指定(公園スタジアム課)
- 和光樹林公園及び新座緑道の指定管理者の指定(公園スタジアム課)
- 狭山稲荷山公園の指定管理者の指定(公園スタジアム課)

- まつぶし緑の丘公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 権現堂公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 宅地建物取引業法の規定に基づく免許取消処分のお知らせ（建築安全課）
- 特別県営住宅（シラコバト住宅、鴻巣登戸住宅、与野上落合住宅、春日部内牧住宅及び大宮砂住宅）の指定管理者の指定（住宅課）
- 特定公共賃貸住宅（鴻巣登戸住宅、加須南大桑住宅、与野上落合住宅及び大宮砂住宅）の指定管理者の指定（住宅課）
- 埼玉県立長瀬げんきプラザの指定管理者の指定（生涯学習推進課）
- 埼玉県立小川げんきプラザの指定管理者の指定（生涯学習推進課）
- 埼玉県立神川げんきプラザの指定管理者の指定（生涯学習推進課）

## 規 則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第一号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第十号ハ及び第二十一条第六号ニ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県防災学習センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

丹青社・サイオー共同事業体

東京都港区港南一丁目二番七十号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県生態系保護協会

埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目百三番地一YKビル内

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人トトロのふるさと基金

埼玉県所沢市三ヶ島三丁目千百六十九番地の一

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたま緑の森博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社自然教育研究センター

東京都立川市錦町二丁目一番二十二号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立嵐山郷の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設上里学園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県障害者交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県伊豆潮風館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社馬渕商事

東京都目黒区平町一丁目十六番二十四号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立精神保健福祉センターの一部の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会

埼玉県川口市西川口五丁目十一番五号

### 二 管理する施設

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）第一

条第四項に規定する自立訓練施設

### 三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立熊谷点字図書館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県ブルーバードホーム

埼玉県熊谷市野原二百四十五番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県県民健康福祉村の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツグループ

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社コンベンションリンクエージ

東京都千代田区三番町二番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県農林公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和二年関東地方整備局告示第三百三十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画道路事業三・三・三号浦和野田線

#### 四 事業施行期間

令和二年十二月二十四日から令和八年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東地内

##### ロ 使用の部分

埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東地内

# 告 示

## 埼玉県告示第二十号

八潮市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画区域区分、道路

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

ふじみ野市福岡の一部、福岡新田の一部、谷田二丁目の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、ふじみ野市都市政策部都市計画課、富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課、三芳町都市計画課

### 四 縦覧期間

令和三年一月五日から令和三年一月十九日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、戸田公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、吉見総合運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

日本環境マネジメント株式会社

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十二番一号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、荒川大麻生公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県生態系保護協会

埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目百三番地一 YKビル内

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、和光樹林公園及び新座緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

和光樹林公園パートナーズ

埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、狭山稲荷山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

狭山稲荷山公園パートナーズ

埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、まつぶし緑の丘公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

北葛飾郡松伏町

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二千四百二十四番地

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、権現堂公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人幸手権現堂桜堤保存会

埼玉県幸手市北一丁目六番九号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第二十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和二年十二月二十二日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社住まいる館	宮澤 匠	埼玉県熊谷市筑波二丁目五十五番地



# 告 示

## 埼玉県告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特別県営住宅（シラコバト住宅、鴻巣登戸住宅、与野上落合住宅、春日部内牧住宅及び大宮砂住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特定公共賃貸住宅（鴻巣登戸住宅、加須南大桑住宅、与野上落合住宅及び大宮砂住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで（鴻巣登戸住宅、与野上落合住宅及び大宮砂住宅）

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで（加須南大桑住宅）

# 告 示

## 埼玉県教委告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立長瀬げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社サンアメニティ

東京都北区王子三丁目十九番七号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立小川げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

オーエンス・アイルグループ

東京都中央区銀座四丁目十二番十五号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立神川げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

神川フィールドパートナーズ

東京都世田谷区用賀四丁目十番一号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで